

商品内容説明書

2024年7月1日以降新規受付停止といたします

変動金利定期預金〈複利型〉

(2024年7月1日現在)

商品名	変動金利定期預金〈複利型〉
ご利用いただける方	個人のお客さま
お預入期間	○3年 ・お預入時のお申出により、自動継続（利息受取型または元金成長型）のお取扱いができます。
お預入方法	(1) お預入方法 一括お預入れ (2) お預入金額 100円以上（総合口座の場合は1万円以上） (3) お預入単位 1円単位
お引出方法	満期日以後に一括してお引出しいただけます。 ・京銀ダイレクトバンキングを利用して解約予約をお手続いただくことにより、満期日に普通預金へ自動入金いたします。
お利息について	(1) 適用金利 ○お預入後6か月はお預入時の市場金利に基づき設定した店頭表示利率を適用し、以降6か月ごとに変更いたします。変動金利です。 ○適用利率は指標金利（スーパー定期あるいは大口定期預金6か月ものの店頭表示利率）に、加算金利（お預入当初に設定した当行所定の利率）を加える（または差し引く）方式により算出します。 ○300万円未満、300万円以上、1,000万円以上の金額別に利率を設定します。 金融情勢により各段階の適用利率の差がなくなる場合がございます。 (2) 支払方法 ○満期日以降に一括して支払います。 (3) 計算方法 ○付利単位を1円、1年を365日とする日割計算で6か月複利計算です。
税金について	お利息に20%（国税15%、地方税5%）の分離課税が適用されます。 ただし、「復興特別所得税」0.315%が付加される2013～2037年までの間にお受取りになるお利息には、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税が適用されます。
手数料	—
付加できる特約事項	○自動継続扱いのものを、総合口座の担保とすることができます。 総合口座の貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率です。 ○マル優利用資格を有するお客さまはお申出によりマル優のお取扱いができます。
中途解約時のお取扱い	満期日前にご解約の場合は、別表の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により6か月ごとの複利計算をしたお利息とともに払い戻します。
その他の参考事項	○満期日以後のお利息は、解約日または書替継続日の普通預金利率により計算いたします。 ○預金保険の対象となります。（お一人様あたり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。）
金利情報	金利は店頭の金利ボードまたは窓口でご確認ください。
当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772

別表：中途解約利率

解約までの期間	3年
6か月未満	解約日の普通預金利率
6か月以上1年未満	約定利率×20%
1年以上1年6か月未満	約定利率×30%
1年6か月以上2年未満	約定利率×40%
2年以上2年6か月未満	約定利率×50%
2年6か月以上3年未満	約定利率×60%

※上記の計算方法により算出した中途解約利率が、解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率を適用します。